



「慈母觀音」(会津若松市) 撮影 龜田美結



保護司の皆様におかれまして、日頃から地域での犯罪・非行の防止活動や犯罪や非行に陥った人の立ち直りの支援に御尽力いただき、誠にありがとうございます。法務大臣から委嘱を受けた非常勤の公務員でありながら、無報酬で活動していただいている保護司の方々と会う度に、その根底にある深い人間愛と地域愛を感じます。

さて、皆様のお陰もあって我が国の犯罪は減ってきており、令和2年の内訳で見ると、大きく減ってきているのは初犯者（初めて犯罪で検挙された人）であり、再犯者（過去にも犯罪での検挙歴がある人）の数はあまり減っていません。そのため、近年では、再犯防止の重要性が認識されるとともに、犯罪を繰り返す人が抱える「生き残らさ」にも支援の手を差し伸べ、地域社会で居場所や出番を作ることの必要性が理解されるようになってきました。このようない動きは、「誰一人取り残さない



## 「だれ一人取り残さない 社会をめざして」

新潟保護観察所長  
角田 亮

(leave no one behind)」というSDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) の理念に一致するものです。犯罪を繰り返す人は、見えにくい障害や依存症などの病気を抱えていたり、不遇な育育歴から社会的なスキルが身に付いていなかつたりする場合があります。このような人たちにも必要な支援を行き渡らせ、その再犯防止を図ることが、より一層の安全・安心な社会につながると考えます。

平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、翌年12月には国が「再犯防止推進計画」を策定しました。そして、令和2年3月には「新潟県再犯防止推進計画（社会復帰支援計画）」が、令和3年3月には「地方再犯防止推進計画」が含まれる形での「新潟市地域福祉計画」が、それぞれ策定されています。これを機に、地方公共団体や地域住民からの一層の御理解と御支援が得られるよう努力したいたと考ておりますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。





